

後期高齢者医療制度の窓口負担割合変更について

令和4年10月1日から、現在、後期高齢者医療制度に加入されている方で、一定の所得のある方は医療費の窓口負担が1割から2割になります。

少子高齢化が進展し、令和4年度以降いわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始め医療費の増大が見込まれています。現在、現役世代からの支援金はおよそ40%であり、この負担上昇を抑え、「人生100年の医療を保障」し、すべての人でこの国民皆保険制度を支えていくための見直しです。

ただし、急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないように、施行後3年間は1か月の負担増加額が3千円までに抑えられる配慮措置があります。

2割負担になる方について

世帯内の後期高齢者医療加入者のうち、課税所得が大きい人の課税所得が28万円以上ある、かつ、「年金収入+その他の所得」が200万円以上ある方。

●同じ世帯に後期高齢者医療加入者が2人以上のときは「年金収入+その他の所得」が320万円以上ある方。

○課税所得とは、基礎控除や社会保険料控除などを引いた後の金額です。6月に送られる令和4年度住民税納税通知書で確認できます。

*年金収入については、令和3年分公的年金等の源泉徴収票などで確認できます。

*住民税非課税の人は1割負担です。

*遺族年金や障害年金は年金収入には含まれません。

*課税所得145万円以上の人は3割負担になります。



例) 加入者が1人で年金収入が180万円でその他の所得が30万円の場合

課税所得 年金所得(180万円-110万円)+その他の所得
30万円-基礎控除43万円-社会保険料控除
10万円=4.7万円

2割負担

年金収入+その他所得 180万円+30万円
=210万円



2人とも
2割負担

例) 加入者が2人で、ひとりが年金収入が220万円とその他所得が30万円、もうひとりが年金収入80万円の
場合
(課税所得が大きい人)

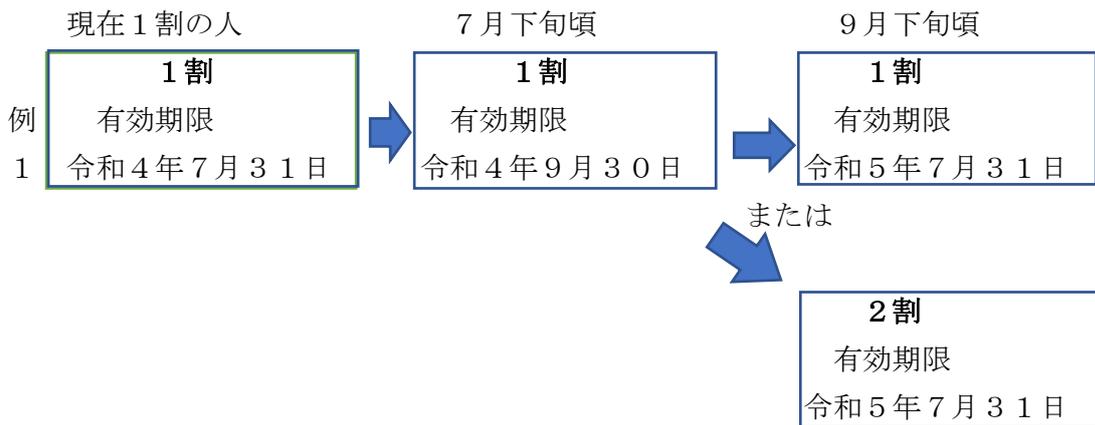
課税所得 年金所得(220万円-110万円)+その他の所得
30万円-基礎控除43万円-配偶者控除38万
円-社会保険料控除10万円=49万円

(加入者2人分)

年金収入+その他の所得 220万円+30万円+80万円
=330万円

保険証について

令和4年度は2回保険証をお送りします。



配慮措置について

2割負担になった方について、今までの1割負担との窓口負担の差額が3千円以内となるようにすることです。

例) 1割負担のとき 5千円 → 2割負担になると 1万円
差額 5千円

この内、3千円を超えた2千円が、事前に登録されている口座へ高額療養費として後日払い戻されます。(入院の医療費は対象外です。)

● 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、施行前、事前に口座登録に必要な書類を送りますので案内に沿って口座登録をしてください。

ご注意 厚生労働省や地方自治体が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることやATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

Q&A

問1) 自動的に2割負担になるのか。何か手続きが必要なのか？

 負担割合の判定は広域連合で行われるため手続きは必要ありません。

問2) 2割負担になったら高額療養費の自己負担額も変わるのか？

 今回の見直しでは高額療養費の自己負担額は変更ありません。

問3) 1割負担から2割負担になったら病院や薬局の自己負担が2倍になるのか？

 2割負担になった場合、自己負担額は2倍になります。ただし、医療費については既存の高額療養費制度があるほか、今回の改正では見直しによる影響が大きい外来の受診について、施行後3年間は1か月の負担額を3千円に収まるような配慮措置を行うことにより、必ずしも負担が2倍になるわけではありません。

お問い合わせ

今回の制度改正の見直しの背景等に関すること

厚生労働省コールセンター 電話0120-002-719 (通話料無料)

月曜日から土曜日(祝日除く) 9時から18時まで

医療費窓口負担割合・被保険者証等に関すること

奈良県後期高齢者医療広域連合 電話0744-29-8430

山添村住民課 電話0743-85-0043

平日 8時30分から17時15分まで